

「鹿屋の食」高付加価値化プロジェクト業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

専門的な知識やノウハウ、商流や物流を有する民間企業の力を活用することにより、鹿屋の食の高付加価値化と流通促進を図るもの

2 委託業務の概要

業務名	「鹿屋の食」高付加価値化プロジェクト業務委託
履行期間	契約締結日から令和5年3月24日（金）まで
業務内容	○事業者が連携したマーケットインの商品開発による鹿屋の食の高付加価値化 ○有力な商流による販路開拓、消費地までの物流効率化によるマーケットへの流通促進 【委託業務の柱】 ①マーケットインの新たな商品案の創出 ②販路開拓の方策の提示及び実施 ③消費地へ向けた効率的な物流構築に関する可能性調査
委託料の上限	6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 事業スケジュール・事務手順

内容	期限及び期間
選定委員会（公募要件、評価基準）	7月28日（木）
指名委員会付議	8月3日（水）
実施の公告	8月4日（木）
参加表明書受付期間	8月4日（木）～8月15日（月）
参加表明書提出期限	8月15日（月）17時
選定委員会（提案者の選定）	8月17日（水）
参加資格確認通知書送付	8月17日（水）
参加要請書送付	8月17日（水）
質問受付期間	8月17日（水）～8月26日（金）
質問回答期限	8月31日（水）
企画提案必要書類提出期限	9月16日（金）17時
選定委員会（プレゼンテーション）	9月22日（木）
指名委員会結果報告	9月28日（水）※持ち回り
審査結果通知	9月下旬
契約締結	10月上旬
業務完了（履行期限）	3月24日（金）

4 委託業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により選考し、審査基準に基づき、提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答の審査により行う。

5 業者の選定

「鹿屋の食」高付加価値化プロジェクト業務委託プロポーザル選定委員会設置要領（以下「選定委員会」という。）において要件を定め選定する。

6 参加資格要件

- (1) 令和4・5年度鹿屋市物品調達等入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 公募型プロポーザル方式参加表明書の提出期限から受注候補者の特定の日までにおいて、鹿屋市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成18年鹿屋市告示第13号）及び鹿屋市物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成24年鹿屋市告示23号）に基づく指名停止を受けていないこと。

7 募集方法

プロポーザルの実施についての公告を市ホームページで行い、参加表明書及び仕様書等説明資料の配布を合わせて行う。

8 応募方法

(1) 参加受付

①	受付期間	令和4年8月4日（木）～令和4年8月15日（月）17時
②	提出書類	参加を希望する者は、公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第1号）に会社概要及び業務実績のわかる資料（任意様式）を添付して提出すること。 【会社概要の必須項目】 会社名、本社及び支社所在地、業務内容、連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）
③	提出場所	鹿屋市農林商工部産業振興課 〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号 （電話 0994-31-1180／FAX 0994-43-2140）
④	提出方法	持参又は郵送（提出期限日17時必着）

(2) 企画提案書の提出

①	提出物	・提案書（提出届）（様式第2号） ・企画提案書（10部） 1社1案とし、仕様書記載事項の実施内容や独自の提案等を記載すること。 なお、作成に当たっては、かのや農業・農村戦略ビジョンや第2次鹿屋市地域6次産業化促進計画の趣旨を十分に理解し、一連の方針等との連動を意識し、提案に反
---	-----	---

		映させること。 ・スケジュール（10部） ・見積書（10部） 仕様書を踏まえた積算内訳（消費税込）を記載 ・会社概要及び業務実績がわかる資料（10部） ※応募資料の規格は日本産業規格A4版サイズを基本とする。（資料については日本産業規格A3版の折込も可とする。）
②	提出期限	令和4年9月16日（金）17時まで（提出時の説明は不要）
③	提出場所	参加表明書提出場所と同じ
④	提出方法	持参又は郵送（提出期限日17時必着）

（3）質問・問合せ

①	受付期間	令和4年8月17日（水）から令和4年8月26日（金）17時まで
②	質問方法	質問書（様式第3号）を電子メールで送信 ※電子メールの件名は「『鹿屋の食』高付加価値化プロジェクト業務委託・企画提案質問」とし、電話連絡で受信を確認すること。
③	回答方法	質問及び回答を取りまとめたうえで、令和4年8月31日（水）までに、参加表明書を提出した者に電子メールにて回答する。
④	その他	電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係のない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合等、回答しないこともある。

（4）その他

提出期限までに上記提出先に提出されなかった提出書類は、いかなる理由をもっても受理しない。

- ① 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、全て提出者の負担とする。
- ④ 提出された書類は、本業務の委託業者を選定する目的以外に提出者に無断で使用はしない。
- ⑤ 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲内において、複製を作成することがある。

9 審査方法及び審査項目

（1）選定委員会の設置

①	日 時	令和4年9月22日（木）13時30分から
②	場 所	鹿屋市役所

③	審査方法	「審査基準」に基づき、提出書類、プレゼンテーション（20分以内）及び質疑応答（15分以内）により、100点を満点として審査を行う。
④	委員構成	委員8名（うち委員長1名）

（2）審査項目

審査項目	全体に占める割合	評価基準
① 業務実績	5 / 100	別紙
② 業務実施体制	10 / 100	
③ 企画提案	80 / 100	
④ 見積額	5 / 100	

10 受注候補者の特定

審査の結果、6割以上の得点で、最も高い評価点数を得た者について受注候補者としての適否を協議し、適当と認められた場合は、受注候補者として特定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は選定委員会において協議し特定する。

なお、参加者が1社の場合でもこの方法により特定する。ただし、審査の段階で、審査合計点数が基準点に満たない場合は、選定しない。

11 選定結果

選定結果については、速やかに全参加事業者に文書にて通知する。

12 契約の締結

審査結果により受注候補者として特定された者と協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案者の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の協議を含む。

ただし、契約締結が不調の場合、順位付けした上位の者から順に契約締結の協議を行う。

13 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- （1）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （2）会社更生法の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる状態に至った場合
- （3）審査の公平性を害する行為があった場合
- （4）前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格であると認めた場合

14 事務局

事務局は、鹿屋市農林商工部産業振興課に置く。